

(+) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が附着していないことを認め、又は信する旨が記載されているアメリカ合衆国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(+) の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チュウカイミバエ、ミカンコミバエ及びウリミバエ（以下「ミバエ類」といふ。）に侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行なわれたものであること。

(+) の植物検疫証明書には、(+) の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による附記がなされていること。

(+) の植物検疫証明書又はその写しがその生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所（支所及び出張所を含む。）へあらかじめ送付されおり、かつ当該証明書の内容の一部を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

四 生産地における消毒

次のいずれかの方法による消毒が行なわれたものであること。

(+) 蒸熱処理施設において生果実の中心が四十七・二度になるまで飽和蒸気で消毒すること。

(+) クン蒸施設においてその内容積一立方メートル当たり八グラムのエチレンダイブロマイドを使用して二十二度以上の温度で二時間くん蒸すること。この場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を行なうこととし、また、くん蒸される生果実を積み上げる場合には、その高さは、そのくん蒸施設の高さの四分の三以下で、かつ、一・六メートルをこえないこと。

五 こん包及びこん包場所

(+) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(+) のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行なわれていること。

(+) 各こん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 航空搬行手荷物の保管場所

航空搬行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がアメリカ合衆国植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

七 表示

三の(+) の検査及び四の消毒が行なわれた各生果実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林省告示第七百九十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表の一及び二の項のハワイ諸島から発送されるソロ種パイナップルの生果実に係る農林大臣が定める基準を次のように定め、昭和四十七年六月十日から施行し、植物防疫法施行規則別表の一及び二の項の農林大臣が定める基準を定める件（昭和四十四年三月十九日農林省告示第三百二十号）は、昭和四十七年六月九日限り廃止する。

昭和四十七年五月二十七日

一 植物及び地域

ソロ種パイナップルの生果実であつてハワイ諸島で生産されたものであること。

二 輸送方法

航空貨物、船積貨物又は航空搬行手荷物（旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ。）として輸入されたものであること。

農林大臣 赤城 宗徳